草加市教育委員会会議録

令和4年第9回定例会

令和4年草加市教育委員会第9回定例会

令和4年9月21日(水)午前9時から 教育委員会会議室(ぶぎん草加ビル4階)

○議 題

第35号議案 令和5年度当初教職員人事異動方針を定めることについて

第36号議案 草加市立小中学校における働き方改革基本方針の改定について

第37号議案 草加市社会教育委員の委嘱について

第38号議案 草加市文化財保護審議会委員の委嘱について

第35号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

第36号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

○出席者

教 育 長 山 本 好一郎 教育長職務代理者 小 濹 尚 久 委 藤 由 美 員 加 委 員 宇田川 久美子 委 員 Ш 井 かすみ 委 員 峰 崹 隆 司

○説明員

教育総務部長 青 木 裕 教育総務部副部長 野 健 河 教育総務部副部長 Ш 潤 西 学務課長 鈴 木 英治 教育支援室長 崹 光 浩 篠 生涯学習課長 宏 福 原

○事務局

浅古亮一山岸亮西塔翼

○傍聴人 0人

午前9時00分 開会

◎開会の宣言

○山本好一郎教育長 それでは、ただ今から、令和4年教育委員会第9回定例会を開催いたします。

◎前回会議録の承認

○山本好一郎教育長 事務局から前回の会議録を朗読願います。

_____ 前回会議録の朗読 _____

○山本好一郎教育長 ただ今事務局から前回の会議録の朗読がありましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 よろしければ、承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

〇山本好一郎教育長 以上で、前回の会議録の承認を終了します。

◎議案審議

○山本好一郎教育長 ただ今から、審議に入らせていただきます。本日の案件は、議案が4 件、報告が2件となっております。

なお、委員さんの中で、議題以外で教育全般に係るご質疑、ご意見等がございましたら、 委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

- ◎第35号議案 令和5年度当初教職員人事異動方針を定めることについて
- ○山本好一郎教育長 初めに、第35号議案につきまして、学務課長より説明させます。
- ○説明員 第35号議案、令和5年度当初教職員人事異動方針を定めることについてご説明申 し上げます。

提案理由でございますが、令和5年度当初教職員人事異動を円滑に推進するに当たり、埼玉 県教育委員会の「令和5年度当初教職員人事異動の方針」に基づき、草加市教育委員会として 方針を定める必要を認めたためでございます。 草加市の方針といたしましては、1の基本方針にありますように、第3期埼玉県教育振興基本計画、第3次草加市教育振興基本計画を踏まえ、本市教育界の活性化、人材育成、教育水準の向上等を期するために適材を適時に適所に配置するために人事異動を推進いたします。

2の転任転補では、(2)の同一校在職7年以上の者については積極的に異動を行い、在職10年以内に異動を行うことについての変更はありませんが、(3)の「新採用の教職員を採用後5年以内に異動を行い」が「6年以内」と変更をしております。期間の変更理由として、参考資料の4ページにあります、県の人事異動方針細部事項(10)の「採用後6年以内」というふうに変更されたことに伴うものです。主な理由として、地域により新採用教員の配置数に差があり、特に中学校教員において、教科の採用等にも差があり、人事異動が成立しにくく、また、中学校教員の約4割弱が1年生、2年生担任として転出を余儀なくされているということ等の課題があることから、採用後の異動を6年間にするということにしたと聞いております。

議案書に戻りまして、(7)小中学校9年間を一貫した教育の推進、(10)同一校在職3年未満、産休・育休中及び妊娠中の者、休職中の者の異動を行わない。(12)障がいのある教職員は、個々の障害の状況等を配慮して行うということにしております。

なお、原則として市町村間の異動を行うこと等についての変更はございません。

説明は以上でございます。

- ○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。
- ○峰崎隆司委員 先ほどの採用後6年となるということですが、現行では5年以内ということですよね。そうすると、今年度で5年を迎えている小中学校の新採用以来5年目の教員というのは、対象者は今、何人ぐらいおりますか。
- ○説明員 5年経験者でしょうか。
- ○峰﨑隆司委員 はい。人数は分かりますか。
- ○説明員 申し訳ありませんが、少し時間をいただいてもよろしいでしょうか。
- ○峰﨑隆司委員 分かりました。もう1つあるのですが、例外的に他市に行かないで、市内での異動というのも、今まで何件かあったと思うのですが、その者についての扱いというのは、 今後異動するときは他市へという扱いは以前と変わらないですか。
- ○説明員 経験異動人事が済んだ者ということでしょうか。
- ○峰崎隆司委員 そうではなくて、新採用以来5年の異動でも他市に出なかった場合があった と思うのです。その方はこのままずっと草加市で勤務できるのか、次に異動するときには他市

に出なければいけなかったのかということです。

- ○説明員 その者については、経験人事異動済みということで、草加市内での勤務が可能になります。
- ○小澤尚久教育長職務代理者 先ほどの6年以内の変更した理由のところで、担任のことについて触れられていたと思うのですが、そこをもう少し詳しく教えてください。
- ○説明員 中学校の教員が着任してから5年間ですと、例えば、1年生の副担任から始まって、2年生の担任、3年生の担任、そしてもう一度1年生の担任、2年生の担任というように、5年間ですと、2年生の担任で終わってしまい、最後、3年生まで見送れないという者が、4割弱いるということから、2サイクル回れるように6年間としたと県から説明を受けています。○小澤尚久教育長職務代理者 中学校は大体3年サイクルで移っていくので、そこをうまく3
- ○説明員 そのとおりです。小学校も6年間にすることによって、あまりありませんが、うまくいけば6年間を見届けられるというところもあると聞いております。
- ○小澤尚久教育長職務代理者 分かりました。ありがとうございます。
- ○山本好一郎教育長 学務課長どうぞ。

の倍数にするということですね。

- ○説明員 先ほどご質問のありました今年度5年になる対象者につきまして、小学校は21人、中学校は9人でございます。
- ○峰崎隆司委員 ありがとうございます。それから、人事異動方針と直接関係はしないかもしれませんが、今後人事を進めていく上で管理職の校長先生が、該当教員と面談をしたり話をしたりとか、それから、またその後には来年度の校内人事のことなどが出てくると思います。先日、富士見市で給食の中に異物が混入されたという報道がありました。あれは本当にとんでもない話ですが、ああいうことがあると、学校の中で管理職がきちんと教員の話を聞いているのかとか、どのように校内人事を進めているのだという話になっていきがちだと思いますので、校長先生にお願いなのですが、なるべく時間をきちんと取るということや、よく話を聞いて、異動については十分説明をする。それから、人事異動の対象になっていない人は、時間が足りないというようなことで話をしないようなケースも中にはあると思うのです。そうではなくて、全員が毎年異動の対象者であって、異動しないことも含めて異動であると考えてやっていただくように、是非お願いをしてください。よろしくお願いいたします。
- ○説明員 次の校長会で、この人事異動方針については説明をさせていただきますので、校長には今委員さんからいただいたご意見を参考にして説明をしたいと思います。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。それでは、第35号議案については、原案どおり可決することでよろしいでしょうか。(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第35号議案については、可決といたします。

◎第36号議案 草加市立小中学校における働き方改革基本方針の改定について ○山本好一郎教育長 次に、第36号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第36号議案、草加市立小中学校働き方改革基本方針の改定についてでございます。 提案理由でございますが、前回の委員協議会でもご説明させていただきましたが、働き方改 革について令和2年1月に文部科学大臣により、これまで「ガイドライン」であったものを法 的根拠のある「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教 育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に格上げ されたことに伴い、本市においても取組を強化するために、草加市立小中学校における働き方 改革基本方針の改定する必要性を認めたものでございます。

改定内容の詳細について、参考資料の2の本市の現状を、直近の令和3年度在校時間調査の数字に変更いたしました。また、勤務時間外在校時間の考えを、これまでは週休日は除いたものにしておりましたが、これを含めたものとしました。3の本市の課題をより明確に表すために、時間外在校時間、月45時間以上の割合が高い等を追記いたしました。4の目標を在校時間月45時間、年360時間を超える教員の割合を0%とし、教育の質の維持向上を図るとしました。また、時間外在校等時間の考え方、特に週休日の部活動も含まれることについて記載をいたしました。

次に、2ページ以降の4つの視点の主な取組において、教育委員会と学校が取組む内容を明確にし、取組内容の追加・削除をいたしました。4つの視点の主な内容、概要についてご説明いたします。

1の教職員の健康を意識した働き方の推進に関わるものですが、(1)に、管理職は月80時間超えの教職員と面談し、その原因と改善策を明らかにする。また、面談について記録を残し、改善に生かす。(2)出退勤時刻に対する意識を高めることにより教職員の健康管理を図る。(3)週休日の振替等、週休日の確保が適切に行われるよう校長会議等で指導するを付け加えました。

2の教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減に関わるものですが、(1)に教育委員会・学校間の各種事務手続きの電子化を進めると、調査内容の見直し。 (2)に研修報告書の縮減及び報告書を簡素化する、オンライン会議を積極的に活用する。 (3)の教育の維持向上に係る必要な業務の精選の項目。授業の準備・評価等の教育活動を維持向上させるために必要な業務を優先させ、内容を精選し、削減や改善を図る、学校行事を見直す、小学校における教科担任制の導入を検討する。 (4)就学援助の申請について、簡略化に向けた方法を検討する。 (5)各種関係団体に対し、週休日等に実施される大会や記録会等において、安易に学校職員を運営要員にしないように求めるとしました。

3の教職員負担軽減のための条件整備に関わるものですが、(2)に教職員が校務支援システムをより活用できるようにシステムの向上を図る、提出書類の押印の必要性について見直す、配信メール等を活用し、学校から家庭に発出する文書の発出方法を見直す、メール等を利用し、担任と保護者の欠席等の連絡方法について改善を図る、業者への金銭支払処理について、改善を図るを付け加えました。(3)にICTを活用した実践例を収集し、学校へ情報提供するという文言を付け加えました。

4の保護者や地域の理解と連携の促進に関わるものですが、(1)に勤務時間外留守番電話対応時間を見直す。(2)に保護者や地域の方へ、教育活動への積極的な参加を促す。(3)に保護者や地域へノー会議デー、ふれあいデーの周知をする、ふれあいデー等の実施状況の確認、確実な実施を働きかける、主にこれらのものを付け加え、改定するものでございます。

説明は以上でございます。

- ○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いい たします。
- ○峰﨑隆司委員 新旧対照表の5ページのところの留守番電話の対応の時間の見直しがありましたが、具体的にはどのように見直すことになるのですか。
- ○説明員 現在、負担軽減検討委員会を行っており、小学校6時半、中学校7時と決めたのですが、これについて働き方改革の改定に伴って、時間の見直しが必要かというような話題が上がってきているので、そこについて協議をして決めていただければと思っております。教育委員会としては、できるだけ勤務時間の終了である5時や5時半に合えばいいと思っています。 ○峰﨑隆司委員 見直すということなので、変更が決まっているのかと思ったのですが、そうではないのですか。
- ○説明員 まだ決まったものはなく、積極的に協議をしていただければと思っております。

○峰﨑隆司委員 分かりました。ありがとうございます。それから、国でも、この負担軽減については働き方改革ということで、スクールサポートスタッフを配置するとか、校務支援システムを導入するとか、35人学級や教科担任制という話が出ていて、予算の概算要求もしているというようなニュースがあったと思います。それは国の方で進めてもらって、そのままうまくいけばいいと思いますが、市としても、例えば、学習補助員などの市の職員を配置していただいていると思いますが、あれは非常に学校としては助かっていると思います。ですから、引き続き予算措置をお願いしたいのと、1人でも2人でも、そういうスタッフが増えると学校としてはありがたいと思いますので、是非お願いしたいというのが一つ。

それからもう一つは、校務時間のことでいうと、やはり教頭、主幹教諭や教務主任の在校時間が非常に多いというのは、もうずっと分かっていることです。その辺を軽減するにはどうしたらいいのかというと、先ほどから出ていた調査報告の簡略化や、必要のないものはやめるというぐらいのことでいいと思いますし、それから電子化とか、オンラインでできるものはそれで進めていく。出張についても、大分コロナの関係もあって、実際に外に行くのは減っていると思います。ですから、旅費も随分ゆとりがあると思います。こういうことを経験してみると、今まで当たり前のように集まっていた出張が要らなかったということも出てくると思うのです。また、逆に言うと、会わないために意思疎通がうまくいかなかったり、仲間意識のようなものができなかったりという反面もあるので、そこはバランスが必要で、必要なものは集まったほうがいいと思いますし、集まらなくていいものは、オンラインや、データのやり取りだけで済めばいいと思うので、そういうところも含めて進めていただければいいと思います。

また、電子化のことでいうと、学校にお任せするというよりも、これは教育委員会の担当課 の担当者や指導主事等が、前例踏襲ではなく、やり方を変えるなどの工夫を少しずつでもして、 毎年改善をしていただくように是非お願いしたいなと思います。

それから、小学校の教科担任制の導入については、検討するということで学校にお願いをすることになると思うのですが、高学年等でやっている学校も大分あると思います。その辺の状況を各学校に知らせて、そのことによるメリットやデメリットなども併せて話をしていただくとありがたいと思います。例えば、教材研究をするのについても、担任が3人いれば3人で教科ごとに分担してやることもできると思うので、そんな工夫をして、うまく軽減して進めていくように、今後もお願いしたいと思います。

○説明員 1つ目のスクールサポートスタッフ等の増員については、今後も増員できるように、 お願いしていきたいと思っております。 それから、2つ目の電子化等については、これは今、教育委員会全体の中でも、もう一度、研修会等、それから書類の提出等、そういったものの見直しをしていただいているところなので、各課室からそれぞれできるところをどんどん始めていければと思っております。実際に今、学務課でも人事に関する書類はほぼ電子化してきている部分もありますので、職印なしという形でやっていますので、大分進んでいるかと思っております。

3番目の教科担任制については、これはまた校長先生方へ投げかけをしながら、情報交換を していただいて、学校の実態や人数などの関係もありますので、できる形でどんどん進めてい ただければとお知らせをしたいと思っております。

- ○川井かすみ委員 先ほど、峰﨑委員が留守番電話についてご質問をされましたが、朝は何時までが留守番電話対応なのか、何時から直接通話が可能なのかということと、あとは欠席方法について、現在、メールとかフォームを使っている学校もあるかと思うのですが、どのぐらいの学校が欠席フォームを利用されたり、導入されたりしているのか教えていただけますか。
- ○説明員 朝の留守番電話対応の時間帯については、どの学校も8時からとさせていただいています。それから、欠席方法のメールについては、申し訳ありません、これは調査をしていないので、具体的に数は出てこないですが、感覚としては、小学校の半分ぐらいは、ほぼ欠席メールになっていると思います。中学校は、まだ導入されていないところが多いと聞いていますが、調査をしておりませんので、実数は分かりません。このようなことでよろしいでしょうか。
- ○山本好一郎教育長 これについては、確認をして、後日またお伝えしてください。
- ○説明員 分かりました。
- ○小澤尚久教育長職務代理者 10ページからの4つの視点と主な取組のところで、市の実施主体、それから学校の実施主体というようにマークを付けていただいたのですが、やはり市の方でリーダーシップを発揮して、どんどん進めていく点は進めていくというところを徹底していったほうが、学校もやりやすいと思います。もちろん、学校それぞれの事情があるので、そこのところは勘案しなければいけないと思いますが、やはり地域の方々に理解をいただくにも、やがては結局、この働き方改革が子どものためになっていくということを、常々しっかり強調して、分かっていただくようなところを含めて、学校が改革しやすいように進めていっていただければと思いますので、引き続きよろしくお願いします。
- ○説明員 ありがとうございます。今いただいたご意見を参考にしながら、PTAの連合会とか、そういったところにもできるだけ顔を出しながら、また、お話をさせていただき、広めていければと思います。

- ○小澤尚久教育長職務代理者 ありがとうございます。PTAのところももちろんですが、やはり市の広報だとか、さらに教育の部分だけじゃなくて、いろいろな機会を通して進めていただけるとありがたいなと思います。学校に子どもたちが通っている家庭の目には触れても、そのほかの方々の目にはなかなか触れないというところも出てきてしまうと思うので、市全体で共通理解を図っていけるようによろしくお願いします。
- ○説明員 ありがとうございました。そのようにさせていただくように努力します。
- ○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第36号議案については、原案どおり可決することでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第36号議案については、可決といたします。

◎第37号議案 草加市社会教育委員の委嘱について

- ○山本好一郎教育長 次に、第37号議案につきまして、生涯学習課長より説明させます。
- ○説明員 第37号議案、草加市社会教育委員の委嘱について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、欠員となっておりました公募委員について、応募があったこと に伴い、社会教育委員設置条例第2条の規定により、新たに委員を委嘱するものでございます。

具体的には、萩野茂氏につきまして、新たに委嘱するものでございます。なお、新たな委員 の任期は、議決をいただいた日から令和6年5月31日までとなります。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いい たします。

なければ、第37号議案については、原案どおり可決することでよろしいでしょうか。 (「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第37号議案については、可決といたします。

◎第38号議案 草加市文化財保護審議会委員の委嘱について

- ○山本好一郎教育長 次に、第38号議案につきまして、生涯学習課長より説明させます。
- ○説明員 第38号議案、草加市文化財保護審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、文化財保護審議会委員の任期が令和4年9月30日をもって満了することに伴い、文化財保護審議会等に関する規則第2条の規定により、新たに委員を委嘱するものでございます。

今回、委嘱する6人の委員につきましては、全て再任委員となっております。選出区分につきましては「文化財について高い識見を有する者」で、参考としてそれぞれの専門分野を括弧 書きしてあります。

また、女性委員の構成割合は16.7%となっております。

説明は以上でございます。

- ○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いい たします。
- ○峰﨑隆司委員 定数が7人となっていて、6人を委嘱ということですが、これはずっと6人でやってきているのですか。
- ○説明員 現在の委員も6人でございます。文化財について高い識見を有する者がなかなか見つからないという状況もございますし、また、新たな分野の文化財が出てきたときに臨機応変に対応できるようにということで、定数は7でございますが、6人の選出としているという状況でございます。
- ○小澤尚久教育長職務代理者 1番の方や4番の方は、他市町の教育委員会にも関わっていらっしゃるということなのですが、そういった面で情報の共有や交流といったこともあるのでしょうか。それから、将来考えていらっしゃるのでしょうか。
- ○説明員 1番の岡本委員につきましては、美里町の教育委員でございます。4番の實松委員は、春日部市の教育委員会の職員でございます。美里町また春日部市に選出のご依頼を申し上げたわけではございませんが、それぞれ、教育委員としての経験、また、行政職員としての経験を審議会の中で意見として頂戴することがございまして、そういった意味では、他市の貴重な意見をいただけている状況になっていると認識しております。
- ○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第38号議案については、原案どおり可決することでよろしいでしょうか。 (「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第38号議案については、可決といたします。

◎第35号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○山本好一郎教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定に基づき、 専決処理の状況を報告させていただきます。

第35号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第35号報告、県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告についてご説明申し上げます。

この案件につきましては、本来であれば教育委員会の議決を得るべきところではございますが、緊急に処理する必要があり、教育委員会を招集するいとまがないと認め、令和4年8月3 1日付で専決処理をさせていただきましたことから、これをご報告するものでございます。

育児休業につきましては、小学校教諭1件、育休復帰につきましては、小学校教諭2件、休職につきましては、小学校教諭1件、休職延長につきましては、小学校教諭2件、休職からの復職につきましては、小学校教諭1件、退職につきましては、小学校教諭1件です。

発令につきましては、小学校産休代員は、教諭5件、中学校産休代員は、養護教諭1件、小学校任期付教職員は、教諭1件、小学校休職代員は、教諭2件でございます。

説明は以上でございます。

- ○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。
- ○峰﨑隆司委員 小学校の休職1件と休職延長の2件、それから退職の1件、内容について説明できる範囲でお願いします。
- ○説明員 小学校教諭1件については、女性の教員で、心の病気になります。適応障害ということです。病気休暇を取得しておりましたが、改善が見られないということで、8月11日からの休職ということになります。
- ○峰﨑隆司委員 期間はいつまでになりますか。
- ○説明員 令和5年1月9日となっております。休職延長については、小学校教諭2件で、2件とも男性の教員なのですが、1件は適応障害、もう1件は双極性感情障害ということで、いずれも心の病気になります。1件目の期間は、令和4年8月27日から令和5年1月6日ということで、この者については、現在職リハを行っていく準備をしているところです。もう1件の期間は、令和4年8月1日から令和4年11月30日になっておりますが、まだ職リハはできない状況なので、この先も延長していくだろうと思っております。それから退職についてで

すが、市内小学校の臨時的任用教員の退職がありました。この者については、令和4年度に欠員補充として初めて教職に就いた者になります。担任として1学期を終えましたが、自分の指導力不足を感じ、このまま教職を続けていく自信がないということで、令和4年8月28日付けで退職をいたしました。学校では、今までも管理職や学年主任等がいろいろと相談に乗りながらやってはきましたが、続けていく自信がないということで退職をしました。今、2学期からは、学校では仮担任を置きながら対応しております。欠員補充については、現在探しているところで、候補者が見つかり次第、早急に対応していきたいと思っています。

- ○加藤由美委員 育児休業は女性か男性かと、あと、休職と休職延長の3件は何年目の教員なのかを教えていただけますか。
- ○説明員 まず1点目の育児休業については、小学校教諭で女性になります。それから、休職者についてですが、今年度、他市から移動してきた者で14年目になります。それから延長した者について、1件目の延長した者は、今年9年目の者になります。それから、もう1件の延長した者については、今年13年目の者になります。
- ○加藤由美委員 ありがとうございました。
- 〇山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第35号報告については、原案どおり承認することでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

- ○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第35号報告については、承認といたします。
- ○説明員 教育長、1点訂正をさせていただいてもよいでしょうか。
- ○山本好一郎教育長 どうぞお願いします。
- ○説明員 先ほどの数字のところなのですが、休職の者について、期間の終わりを令和5年1月9日と申し上げましたが、正しくは令和5年8月28日でございます。申し訳ありませんが、 訂正させてください。
 - ◎第36号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について
- ○山本好一郎教育長 続きまして、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。 それでは、第36号報告につきまして、教育支援室長より説明させます。
- ○説明員 第36号報告、草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告についてご説明いた します。

8月26日実施、第3回の審議の結果についてでございます。

諮問事項1、障がいがあると思われる児童生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育的 措置が必要と思われる児童生徒に対する障がいの種類の判断、障害の程度の判断及び就学に係 る教育的支援でございます。

特別な教育措置1の調査依頼人数、調査実施人数は61人でございました。障がいの種類の 判断でございますが、障害種を判断できるほどの課題は見られないが1人、知的障害が27人、 情緒障害等が33人でございました。

次に、3、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございますが、障害種を判断できるほどの課題は見られないと判断された1人は、市教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましいと判断されました。続いて、知的障害と判断された27人のうち、20人が知的障害特別支援学級で指導することが望ましい、7人が特別支援学校、知的障害で指導することが望ましいと判断されました。続いて、情緒障害等と判断された33人のうち、2人が通常学級で観察指導することが望ましい、4人が市教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましい、7人が通級指導教室、発達障害、情緒障害での指導を受けながら通常学級で指導することが望ましい、20人が自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましいと判断されました。

次に、特別な教育措置2、通級による指導:ことば・きこえでございます。調査依頼人数、調査実施人数は38人でございます。調査審議の結果、言葉に障害があると思われる児童は38人でございました。障がいの種類の判断は、2にございますとおり、構音が33人、吃音が5人でございました。障がいの程度の判断につきましては、3にございますとおり、自然治癒が1人、要観察が10人、要指導が27人でございました。

続きまして、諮問事項2、障害があると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む 特別な教育措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判 断及び就学に係る教育的支援についてでございます。

特別な教育措置1の調査依頼人数、調査実施人数は37人でございました。障がいの種類の判断は、2にございますとおり、知的障害が21人、情緒障害等が15人、肢体不自由が1人でございました。障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、3にありますとおり、知的障害の21人のうち、1人は市教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましい、8人は知的障害特別支援学級で指導することが望ましい、12人は特別支援学校、知的障害で指導することが望ましいと判断されました。次に、情緒障害等の15

人ですが、全員が自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましいと判断されました。 また、肢体不自由の1人ですが、特別支援学校、肢体不自由で指導することが望ましいと判断 されました。

最後に、就学予定児に係る特別な教育措置2についての調査依頼は、今回はございませんで した。

説明は以上でございます。

- ○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いい たします。
- ○川井かすみ委員 28ページの在学児童生徒の中で、知的障害、知的特別支援学校で指導することが望ましいが7人となっていますが、学年と、現在は支援学級なのか通常学級なのか、判定は支援学校だが、そのまま通常学級、支援学級に通うことが可能なのかを教えていただきたいのと、あとは31ページの就学予定児のところで、特別支援学校知的が12人、肢体不自由が1人となっていますが、特別支援学校という判定は出たものの、例えば地域の学校で受入れが可能なのか、地域の学校を希望されているのか、差し支えない範囲で教えていただけますでしょうか。

○説明員 まず1つ目の、在学児童の知的障害の中の特別支援学校で指導することが望ましい 7人についてですが、7人全てが6年生の児童になります。既に学校にはお伝えしてあります ので、保護者と相談を行ったところ、2人はかがやきに既に進むということでお話はいただい ております。それ以外のお子様たちについては、まだ報告を受けておりません。

続きまして、就学予定児は現在12人のうち、2人が、現在学校を見学されています。その中で、1人は今のところかがやきを考えているということと、もう1人は特別支援学級への進学をご両親が考えているというお話をいただいております。正式にはまだ決まっておりませんので、この後、保護者に寄り添った丁寧な相談を進めていけたらと考えております。また、支援学校の肢体不自由で判断が出ておりますお子様につきましては、支援学校の見学も既にしており、きょうだいは通常学級に在籍しているということで、両方の学校の特色を見た上で、今回は支援学校を希望しますとのお返事をいただいております。

- ○川井かすみ委員 ありがとうございます。
- ○加藤由美委員 数字だけを見させていただくと、特別支援学級で指導することが望ましいという判断が出たのが、在学児童と就学予定児を全部含めると63人おりますが、この63人全員が特別支援学級でとなると、学校の対応は大丈夫でしょうか。

- ○説明員 今、来年度の児童数の調査もちょうど行っている最中でございまして、この後、定数に合わせた担任の人数が出たりすると思うのですが、特別支援教育の支援員につきましては、特別支援学級の人数が大分増えてきていることと、通常学級における配慮の必要なお子様もいらっしゃるということで、実は今年度の人数のままですと、来年度は非常に厳しくなるかと思っております。クラスの中の児童数の増減については、学校によっては減の学校ももちろんございますので、そういったところを鑑みて、来年度、上手に配置をできるよう、校長先生方とも相談をさせていただきながら、丁寧に進めたいと考えております。
- ○加藤由美委員 例えば、指導員の増加とか、教員の支援に関わる教育をしっかりしていただきたいなと思います。お願いします。
- ○説明員 分かりました。ありがとうございます。
- ○小澤尚久教育長職務代理者 今回報告のあった児童生徒、就学予定児は、来年度に向けての相談がほぼ全数と考えていいですか。それとも、1学期を過ごして、緊急な必要性があって相談されているというお子様もいらっしゃいますか。
- ○説明員 今回は6年生が、中学生に向けてということで大半なのですが、それ以外のお子様 もいらっしゃいます。5人のお子様が、1学期を踏まえて学校とご相談されまして、判断を仰 いだというところがございます。
- ○小澤尚久教育長職務代理者 では、そのお子様たちは、学校、保護者ともよくコミュニケーションが取れていて、それで、今後に向けて相談を進められているということでよろしいですか。
- ○説明員 はい。もちろん1学期の様子もそうですが、大半のお子様が、やはり前の学年から 学校とは丁寧な相談をされておりまして、その中で、1学期頑張ってみたがというお子様と、 あと1学期の中で様子が変わってきたお子様ということで、話を伺っております。
- ○小澤尚久教育長職務代理者 分かりました。ありがとうございます。もう1点いいですか。 判断の中で、市教育支援室の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましいという人が、 いらっしゃると思うのですが、その辺については、具体的には、どれぐらいの頻度で、どのよ うな内容で、どれぐらいの支援を受けられるものなのでしょうか。個々に違いはあるかと思い ますが。
- ○説明員 該当するお子様たちですが、学校と保護者とで相談をしたところ、就学のときに1 度判断を受けていて、6年間経ってどうかということで再判断の依頼がありました。校長先生 にも確認させていただきましたが、通常学級での様子を見たときに、特段、困っているところ

がなく、保護者も特に困っていることがないということで、このままいけるのではとのお話もいただいております。しかし、支援室としましては、中学校に上がると友達関係などの環境も変わりますし、いろいろな要素が入って本人も悩んだりすることもあると思いますので、引き続き、保護者とつながりを持った状態で、何かあったときにはすぐ相談に乗れるような体制をと考えております。したがいまして、特に何かをするとかそういったことではありませんが、常に相談体制がとれるような形での連携ということを考えています。

○小澤尚久教育長職務代理者 分かりました。ありがとうございます。

◎その他

○山本好一郎教育長 続きまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項 の規定に基づき、教育長職務代理者を指名したいと存じます。教育長職務代理者には、引き続 き、小澤委員にお願いをしたいと思います。

なお、任期につきましては、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間でございます。

それでは、小澤教育長職務代理者からご挨拶をお願いしたいと思います。

- ○小澤尚久教育長職務代理者 再び任命いただきまして、ありがとうございます。微力ですが、これからも頑張ってまいりたいと思います。今もコロナの問題がなかなか収まり切らず、それから、今日議題に上がりました働き方改革の問題などの様々な難しい事象があるなと改めて感じております。皆様と力を合わせて、山本教育長をお支えできるように頑張ってまいりたいと思いますので、今後もどうぞよろしくお願いいたします。
- ○山本好一郎教育長 ありがとうございました。続きまして、その他の報告がございましたらお願いいたします。
- ○教育総務部長 特にございません。
- ○山本好一郎教育長 その他の報告がないようですので、次回の教育委員会の日程について、 事務局からお願いいたします。
- ○教育総務部長 次回の教育委員会定例会でございますが、第10回定例会を10月27日木曜日、時間は、本日と同じ午前9時から、場所は教育委員会会議室でお願いしたいと思います。

◎閉会の宣言

○山本好一郎教育長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。どうもあ

りがとうございました。

午前10時00分 閉会